

和泉監第588号
平成27年1月27日

小林 洋一様

和泉市監査委員 露口
和泉市監査委員 杉本



和泉市職員措置請求書の補正について（通知）

平成27年1月16日付けを以って提出のあった住民監査請求について下記のとおり補正を求めます。

記

要補正事項

（1）財務会計上の行為又は怠る事実の指定について

住民監査請求は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」（地方自治法第242条第1項）とされています。

本件措置請求については、上記記載の条文のどの項目に該当するかの指定がありません。

したがって、次の点を明らかに記載してください。

ア 本件措置請求において、市の徳洲会に対する請求権を主張されていますが、それは、

- ①違法もしくは不法行為の損害賠償請求権なのか、
- ②債務不履行に基づく損害賠償請求権なのか、
- ③その他の請求権なのか（③の場合、法令上の根拠も明らかにしてください）。

イ アの回答が

- ①ならば、徳洲会の誰によるいつのどのような行為が不法行為に該当し、それにより市にどのような損害が生じたのか、
- ②ならば、徳洲会が市に対し何に基づいてどのような債務を負っており、それがどのようなことで債務不履行となり、それにより市にどのような損害が生じたのか、
- ③ならば、問題とされている請求権が発生する原因事実が何であるのか。

ウ 本件措置請求において問題とされている市の財務会計行為は、地方自治法第242条第1項に記載されているもののうちどの類型のものとして主張されているのか。また、そのように主張される原因事実が何であるのか。

(2) 2頁中段「地方自治法施行令第242条第1項」を「地方自治法第242条第1項」に訂正願います。

- (注) 1. 補正に要した日数については、監査期間から除外します。
2. 補正に関する書類については、特に様式等は定まっていません。

提出期限 平成27年2月6日（金）

提出期限までに提出できない理由がある場合は、ご連絡ください。

連絡先

和泉市 監査事務局

担当 坂口、庄司

TEL 0725-41-1551 (内線 1751)